

健康保険 被保険者 家族 移送費 支給申請書 記入の手引き

加入者が移送のための費用を支払い、払い戻しを受ける場合にご使用ください。

申請書は2ページです。漏れなく正確にご記入ください。

1/2ページ

2/2ページ

申請書は、被保険者ご自身が記入してください。
被保険者が亡くなっている場合は、相続人の方が申請者としてご記入ください。

添付書類(※1、※2)をご用意ください。(コピーと指定していないものは原本が必要です。)

- ① 移送に要した費用の領収書、および、その明細のわかるもの
- ② 以下の事項を記載した医師または歯科医師の意見書(※3)
 - 移送を必要と認めた理由(付添いがあったときは、併せてその付添いを必要と認めた理由)
 - 移送経路、移送方法および移送年月日
 - 診療年月日
 - 医師または歯科医師の記名

※被保険者が亡くなれば、相続人の方が請求する場合は、被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等を添付してください。
- ③ ケガ(負傷)による申請の場合：「負傷原因届」(※3)
 - 第三者の行為によって起こった傷病の場合は、「第三者行為による傷病届」が必要です。

注意事項

- 通院等、一時的・緊急的とは認められない場合は、移送費の支給の対象とはなりません。

※1) 給付金の支給決定後は、ご提出いただいた書類の返却はできません。
 ※2) 領収書等が外国語で記載されている場合は、翻訳文を添付してください。
 (翻訳文には、翻訳者が署名し住所および電話番号を明記してください。)
 ※3) 協会けんぽのホームページから印刷できます。(印刷環境がない場合は、協会けんぽ都道府県支部までご連絡ください。)

次ページに記入例があります。➔

ご提出・お問い合わせ先

申請書のご記入後は、協会けんぽ都道府県支部に郵便でご提出ください。
 ※各支部の所在地・電話番号などは、協会けんぽホームページをご覧ください。



協会けんぽ

検索

移送費の支給要件等

支給を受ける条件

病気やケガで移動が困難なとき、医師の指示で一時的・緊急的の必要があり、移送された場合は、移送費を支給します。移送費の支給は、次のいずれにも該当するものと協会けんぽが認めた場合に行われます。

- ❶ 移送の目的である療養が、保険診療として適切であること
- ❷ 療養の原因である病気やケガにより移動が困難であること
- ❸ 緊急・その他、やむを得ないこと

支給額

- 移送費の額は、移送の原因となった病気・ケガの状態に応じた、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用に基づいて算定した額の範囲での実費です。
- 医師・看護師等付添人の交通費については、医学的管理が必要であると医師が判断した場合に限り、原則として1人までの交通費を移送費に含めて算定することができます。
- ☞ 移送費の支給が認められる医師、看護師等の付添人による医学的管理等について、費用を支払った場合は、移送費とは別に診療報酬に基づく療養費が支給されます。

申請期限

健康保険給付を受ける権利は、受けることができるようになった日の翌日(消滅時効の起算日)から2年で時効になります。

移送費の消滅時効の起算日は、移送に要した費用を支払った日の翌日です。